

|                    |                        |                  |
|--------------------|------------------------|------------------|
| 農地・農業用施設<br>災害復旧事業 | 事業主体<br>県市町村<br>土地改良区等 | 所管課班 農村整備課 防災対策班 |
|--------------------|------------------------|------------------|

## 趣　　旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

## 事業の内容

### 1. 事業の対象となる農地、農業用施設

①農地とは、現に耕作もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畠、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畠等で受益戸数が1戸以上のもの。

②農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

### 2. 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

①1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

### 3. 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

①1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によるもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施工中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設

### 4. その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉱毒対策事業」等がある。

## 復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は災害発生年を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

## 災　　害　　要　　因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

①降雨による災害にあっては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上  
②暴風による災害にあっては、最大風速15m以上

③河川の出水による災害にあっては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水

④高潮による被害にあっては、暴風等による高潮、波浪又は津波

⑤地すべりによる災害

⑥地震による災害

⑦火山噴火の降灰等による農地の災害にあっては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上

⑧干ばつによる災害にあっては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上

⑨落雷、雪害による災害

## 事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

市町村営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注) 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

## 負担割合

| 区分                               | 国                     |                        |               |   |                       |                       | 県                              | 地元   |           |  |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------|---------------|---|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|--|-----------|--|
|                                  | 暫定法補助率                |                        |               | 激甚法補助率<br>嵩上げ   |                       |                       |                                |  |           |  |
|                                  | 通常<br>補助率             | 単年災<br>高率補助率           |               |   |                       |                       |                                |  |           |  |
| 通 常<br>補助率                       | 一次<br>高率              | 二 次<br>高率              |               |   |                       |                       |                                |  |           |  |
| 1 戸当たり事業費(総事業費／耕作者実数)が 8 万円までのもの | 1 戸当たり事業費が 8 万円を越えるもの | 1 戸当たり事業費が 15 万円を超えるもの | 連年災補助率<br>嵩上げ | 1 戸当たり負担額が 1 万円を超えるもの   | 1 戸当たり負担額が 2 万円を超えるもの | 1 戸当たり負担額が 6 万円を超えるもの |                                |  |           |  |
| 農 地                              | 50%                   | 80%                    | 90%           | 1. その年の 1 戸当たりの事業費が 4 万円以上の市町村。<br>2. その年を含む過去 3 力年の 1 戸当たりの事業費が 10 万円以上の市町村。<br>3. 上記 1 及び 2 を満たすものについては連年災補助額算定方式(その年を含む過去 3 力年の事業費及び関係耕作者をその年の事業費及び関係耕作者数とみなして単年災の場合の補助算定方式により算出する)により補助額を算定した結果、単年災の補助額よりも有利な場合をとる。 | 70%                   | 80%                   | 90%                            | (県 営)<br>①国庫補助 80% 未満の場合。<br>全体事業費から国庫補助と地元負担を除いた額 | 全体事業費の 8% |  |
| 農業用施設                            | 65%                   | 90%                    | 100%          | 注. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの 1 戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。  | 70%                   | 80%                   | 90%                            |  |           |  |
|                                  |                       |                        |               | 注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が 1 戸当たり 2 万円以上の市町村について、上記区分により適用される。  |                       |                       | ②国庫補助 80% 以上の場合。<br>国庫補助残の 60% | 国庫補助残の 40%   |           |  |
|                                  |                       |                        |               |   |                       |                       | (團 体 営)<br>—                   | 国庫補助残  |           |  |